

# 大飯原発運転認め

## 高裁支部判決 差し止め取り消し

関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止めを住民らが求めた訴訟の控訴審判決が四日、名古屋高裁金沢支部であった。内藤正之裁判長は「新規制基準に適合する」とした原子力規制委員会の判断に不合理な点は認められない。大飯原発の危険性は社会通念上、無視しうる程度にまで管理・統制されている」と述べ、運転差し止めを命じた一審福井地裁判決を取り消し、住民側の請求を棄却した。●関連②面、論説③面、判決要旨④面



運転差し止めが認められず「不当判決」の垂れ幕を掲げる原告の人たち＝4日、金沢市の名古屋高裁金沢支部前で（西浦幸秀撮影）

### 「新基準 不合理でない」

二〇一一年三月の東京電力福島第一原発事故後の原発訴訟で、高裁判決が出たのは初めて。

控訴審の争点は、安全対策の前提として関電が想定

している地震の揺れの大きさ（基準地震動）だった。元規制委員長代理の島崎邦彦（東京大名大学教授・地震学）が住民側の証人として出廷し「過小評価の可能性がある」

大飯原発3、4号機

決めた暫定基準に基づいて

唯一再稼働し、2013年9月に定期検査で停止した。昨年5月、新規制基準に基づき原子力規制委員会の審査に合格し、同11月に西川一誠知事が再稼働に同意。3号機は今年3月、4号機は5月にそれぞれ再稼働した。

決めた暫定基準に基づいて唯一再稼働し、2013年9月に定期検査で停止した。昨年5月、新規制基準に基づき原子力規制委員会の審査に合格し、同11月に西川一誠知事が再稼働に同意。3号機は今年3月、4号機は5月にそれぞれ再稼働した。

民側の主張を認めていた。内藤裁判長は、現状の法制度が原発の利用を認めていることに触れ「福島原発事故の深刻な被害に照らし、原発を廃止・禁止することは大いに可能であろうが、その可否の判断はもはや司法の役割を超え、国民世論として幅広く議論され、立法府や行政府による政治的な判断に委ねられるべきだ」と述べた。

大飯原発3、4号機は、規制委による新規制基準への適合審査を経て、今春から再稼働している。

安全性、理解された結果

関西電力のコメント 控訴して以降、一審判決が合理性を欠くことを指摘するとともに、大飯3、4号機の安全性が確保されていることについて、科学的・専門技術的知見に基づき、改めて丁寧な説明を行ってきた。裁判所に理解された結果と考える。

責任放棄のひどい判決

住民側弁護団の島田広彦 団長の話 あまりにひどい判決だ。主体的に原発の安全性を審査していない。科学者の証人尋問を実施し、審理を尽くすべきだったのに、強引に審理を打ち切った。「具体的な危険はないと言っている」という判断は恐るべき安全軽視であり、司法の責任放棄だ。

#### 判決骨子

- 一審判決中、関西電力の敗訴部分を取り消し、住民側の請求を棄却する
- 大飯3、4号機に住民側の人権を侵害する具体的な危険性はない
- 新規制基準や、大飯3、4号機が新基準に適合するとして原子力規制委員会の判断に不合理な点は認められない
- 関電が策定した基準地震動が過小だとは言えない
- 2基の危険性は社会通念上無視し得る程度にまで管理・統制されている

